遺伝性乳がん卵巣がんの診療連携に関する覚書

公立大学法人横浜市立大学附属病院（以下「甲」という）と＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊（以下「乙」という）は、遺伝性乳がん卵巣がん（HBOC：Hereditary Breast and Ovarian Cancer）診療およびHBOCに関連する諸検査の実施にあたり、互いに連携して診療を実施することとし、以下の条項に基づき覚書を締結する。HBOC関連諸検査とは、*BRCA*遺伝子の生殖細胞系列バリアントの存在が判明もしくは推定されうる検査全般をさす。

第１条　甲は、厚生労働大臣が定める遺伝カウンセリング加算の施設基準を満たし、係る届出がなされている施設である。自施設および必要に応じて乙におけるHBOC患者やその可能性のある患者および家族への遺伝診療を担当する。

２　当該申請におけるHBOC診療連携責任者は以下のとおりとする。

診療連携責任者

氏名　浜之上　はるか

所属　横浜市立大学附属病院　遺伝子診療科　講師

第２条　乙は、HBOC関連がんにおける専門医（乳がん、婦人科がん、前立腺がん、膵がんなど）が常勤する総合的がん診療施設である。自施設において、HBOC関連諸検査を担当し、必要に応じて甲との連携のもと遺伝診療を提供する。

２　当該申請におけるHBOC診療連携責任者は以下のとおりとする。

診療連携責任者

ご担当の先生のお名前と所属をお願いいたします。

氏名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

所属　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

第３条　甲および乙は、第１条、第２条のもとHBOCに対する総合的な診療を円滑に行えるよう互いに協力する。

第４条　甲および乙は、第１条、第２条の内容に変更が生じた場合、その事実を相手方に速やかに報告することとし、本覚書による連携は解消されるものとする。

第５条　乙は、この診療連携によって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

２　前項の規定は、履行期間終了後も適用される。

第６条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の各条項に関して生じた疑義については、甲、乙協議の上、双方誠意をもって解決に当たるものとする。

上記の内容を証するため、本覚書２通を作成し、各自捺印の上、甲乙それぞれ各１通を保管する。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住所　　　神奈川県横浜市金沢区福浦３－９

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設名　　公立大学法人横浜市立大学附属病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　病院長　後藤　隆久　　　　　　印

御施設の住所、正式名称と代表者氏名をお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住所　　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設名　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　＊＊＊＊＊＊＊＊　　　　　　　印